

草津市「みち」サポーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民のボランティアによる市道の美化活動を支援することで、本市が実施する道路維持および道路整備事業の効果を促進するとともに、環境の美化に対する市民の意識高揚と、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(活動の内容)

第2条 本事業に参加するグループ（以下「参加グループ」という。）が行う活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 市道における散乱したごみの収集および除草
 - (2) その他市道の美化の推進に必要な活動
- 2 収集された散乱したごみおよび除草された草は、参加グループが行う活動の区域ごとに定められた収集日および収集場所に搬出することとし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法により廃棄するものとする。
- 3 活動中に、道路やガードレール等の関連施設の破損、街路樹の損傷その他道路の通行上障害となるものを発見したときは、市長に報告するものとする。

(参加グループの条件)

第3条 参加グループとなるものとするものの条件は、年齢20歳以上のものを代表者とする2人以上で構成されるグループとし、月に1回程度、前条第1項各号の活動を実施するものとする。

(活動の届出)

第4条 参加グループになるものとするものは、前条第1項各号の活動を行う区域を定め、市長に活動届出書（別記様式第1号）を提出するものとする。

(合意書の取り交わし)

第5条 市長は、前条に規定する届出があった場合において、その内容を適当と認めたときは、当該参加グループと合意書（別記様式第2号）を取り交わすものとする。

(活動の変更届出)

第6条 参加グループの代表者もしくは構成員または活動の区域もしくは内容等に変更が生じたときは、市長に活動届出書を提出するものとする。

(市の役割)

第7条 市長は、参加グループが行う活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 美化の活動に必要な物品の支給または貸与
- (2) ボランティア活動保険の加入
- (3) その他活動に必要な事項

(物品の支給または貸与)

第8条 参加グループは、第2条第1項各号の活動を実施するために物品が必要なときは、市長に物品貸与等願（別記様式第3号）を提出するものとする。

2 市長が参加グループに対し、支給または貸与を行う物品の数量は、活動届出書で報告された活動の内容または活動回数、前年度の活動報告書（別記様式第4号）で報告された実績等を勘案して、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

3 支給または貸与を受けた物品は、参加グループにおいて適正に管理するものとする。
（活動の報告）

第9条 参加グループは、活動報告書、活動の状況を撮影した現場写真、活動箇所の位置図等を年1回、年度末までに提出するものとする。

（活動の辞退）

第10条 参加グループが第4条の合意書を取り交わした後に活動を辞退する場合は、市長に活動辞退届出書（別記様式第5号）を提出するものとする。

（顕彰）

第11条 市長は、参加グループが行う活動が特に優れていると認められる場合は、当該参加グループを顕彰することができる。

（庶務）

第12条 「みち」サポーター事業に関する庶務は、建設部道路課において処理する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。